また、周辺海域はカンムリウミスズメの採餌場所として重要である。

このように、当該区域はカンムリウミスズメの集団繁殖地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とするが、関係機関等と連携協力して行う鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況、鳥類を捕食する可能性のあるネズミ類及び侵略的外来種の侵入の有無、鳥類の生息に悪影響を及ぼすごみの散乱状況等の把握に努める。

ロ　鳥類の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合には、早期に的確な対応ができるよう努め、必要に応じて保全対策を講ずる。

ハ　海鳥等の生息及び繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力し、観光利用者等への普及啓発活動に取り組む。

○環境省告示第七十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、大野原島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

大野原島特別保護地区

二　区域

東京都三宅島三宅村の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、東京都の南南西約百八十キロメートルの海上に位置する三宅島の南西約十キロメートルにある大野原島全域である。

大野原島は、子安根、青根、大根、海老根、平根、間角根等多くの岩礁の総称であり、無人島である。岩礁は、東西約八百メートル、南北約六百メートルの約三十ヘクタールの海域に分布している。このうち最も大きな岩礁は、標高約百十四メートルの子安根である。

多くの岩礁は切り立った浸食された岩で、植生は急傾斜地にスゲの仲間その他の草本類が生育しているのみである。岩の割れ目、隙間等において、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメの集団繁殖が確認されている。

このように、当該区域はカンムリウミスズメの集団繁殖地として大野原島鳥獣保護区の中でも特に重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類並びにその繁殖地及び生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とするが、関係機関等と連携協力して行う鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況、鳥類を捕食する可能性のあるネズミ類及び侵略的外来種の侵入の有無、鳥類の生息に悪影響を及ぼすごみの散乱状況等の把握に努める。

ロ　鳥類の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合には、早期に適確な対応ができるよう努め、必要に応じて保全対策を講ずる。

ハ　海鳥等の生息及び繁殖環境を適切に保持するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力し、観光利用者等への普及啓発活動に取り組む。

○環境省告示第七十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

佐潟鳥獣保護区

二　区域

新潟県新潟市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新潟市の南西部に位置し、佐潟及び御手洗潟を中心として周囲を取り囲む砂丘地帯である。佐潟及び御手洗は淡水湖で、砂丘列間の低地に形成された砂丘湖である。周辺を取り囲む砂丘地は、一部残地林があるものの、大半は畑地として利用されている。

佐潟の湖岸は、同程度の面積の湿地部で覆われており、主としてヨシ群落及びマコモ群落で構成されている。また、佐潟の平均水深は、一メートル以下と浅く、潟内は、ハス群落及びヒシ群落が密集しており、ガンカモ類を中心とした渡り鳥の水鳥にとって貴重な生息及び採餌並びに休息場所となっている。

このような生息環境にあることから、国内有数のコハクチョウの越冬地であり、また、国の天然記念物で、環境省が作成したレッドリストに掲載された準絶滅危惧のマガンや亜種オオヒシクイの集団渡来地でもある。さらに、数は少ないものの、毎年、絶滅危惧ⅠＢ類のオジロワシ及びチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ、準絶滅危惧のオオタカ、ミサゴ等のワシタカ類が飛来し、餌場として利用している。その他絶滅危惧Ⅱ類のトモエガモ及びコアジサシ、準絶滅危惧のチュウサギ等も毎年飛来が確認されている。

このように、当該区域はコハクチョウを始め多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書に規定する鳥獣保護区の更新を行い、当該区域に渡来する渡り鳥等の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団繁殖地の保護区として、コハクチョウを始めとする鳥類の良好な生息及び繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。

ロ　鳥類のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥類の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講ずる。

ハ　鳥類を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視や新潟市が設立した佐潟周辺自然環境保全連絡協議会、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ニ　鳥類の生息に影響のない範囲で、佐潟水鳥・湿地センター及び観察舎を提供し、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

○環境省告示第七十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十二年十月二十七日

環境大臣　松本　龍

一　名称

冠島・沓島鳥獣保護区

二　区域

京都府舞鶴市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十二年十一月一日から平成四十二年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、京都府舞鶴市沖の日本海に位置する、冠島、沓島及び両島の周辺海域からなる区域である。

当該区域の冠島は、オオミズナギドリが十万羽以上繁殖しており、日本海側では最大級の繁殖地となっている。